

平成18年10月17日

「新型交付税試案の基本フレーム」等について

全国知事会
地方分権推進特別委員会
地方交付税問題小委員会

1 交付税総額の確保

「新型交付税」が導入される場合でも、地方財政計画の策定を通じて適切に財政需要を把握し、必要な地方交付税総額を確保すべき

- ・ 「新型交付税」が導入される場合でも、当該算定に係る国庫補助事業の地方負担分や直轄事業負担金、地方単独事業など地方財政計画の策定を通じて適切に財政需要を把握し、「従来型」とあわせ必要な交付税総額を確保すべき。

2 交付税算定の透明性・予見可能性の確保

交付税算定全体の透明性・予見可能性を確保すべき

- ・ 交付税算定の見直しは、透明性・予見可能性を高めるものであるべき。
- ・ 新型交付税の算定にあたっては、人口規模や土地利用形態のコスト差を反映する係数の設定についても、透明性や複数年度にわたる予見可能性を確保すべき。
- ・ 「新型交付税」、「従来型交付税」を問わず、地方公共団体の多様な行政需要を的確に反映するとともに、交付税算定全体の透明性・予見可能性を向上させる仕組みとすべき。

3 人口面積比の根拠の明示

「新型交付税」の人口面積比については、その根拠や妥当性を明確にすべき

- ・ 「新型交付税」の算定における人口と面積による財政需要の配分比については、都道府県分を3：1程度とされ、市町村分については、まだ示されていないが、その根拠や妥当性を明確にし、現行算定との間に大きな乖離が生じないように慎重に対応すべき。

4 「新型交付税」に移行する項目の妥当性

「新型交付税」に含める項目を選定した根拠やその内容の妥当性を明らかにすべき

- ・ 河川延長や学級数など、人口や面積以外の基準により算定されていた経費も「新型交付税」に移行して人口と面積により算定されているが、その根拠を示すとともに、従来算定に残した場合との比較も含め、「試案」の妥当性を明らかにすべき。

5 地方交付税の補助金化の回避

地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いるべきではなく、地域振興経費（仮称）の創設にあたっては、地方公共団体の自主性等に十分配慮すべき

- ・ 地方交付税は、財政力の弱い自治体においても、福祉や教育などの住民に身近な行政サービスを等しく提供できるよう財源を保障し、地方公共団体間の財源の調整を行うための地方固有の財源である。
- ・ 国の政策誘導の手段として用いられるとすれば問題であり、地方交付税の補助金化につながらないように慎重に検討すべき。
- ・ 特に「従来型交付税」のなかに創設を検討している「地域振興費（仮称）」については、地方公共団体の自主性や安定的な財政運営に十分配慮したものとすべき。

6 安定的な財政運営の確保

交付税算定の見直しにより、交付税配分額が従前に比べ大幅に減少する地方公共団体が生じることのない制度設計をすべき

- ・ 新しい基準による交付税算定の見直しを行う場合でも、配分額が従前に比して大幅に減少し、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのない制度設計をすべき。
- ・ 特に、財政力の弱い地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう慎重に検討すべき。
- ・ 「地域振興費（仮称）」の創設にあたっては、条件不利地域等の特別な財政需要に適切に対応できるよう配慮すべき。

7 「新型交付税」規模拡大にあたっての慎重な対応

「新型交付税」の規模を拡大する場合は、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響等を十分検討し、慎重に対応すべき

- ・ 「新型交付税」制度創設後、その規模を拡大する場合には、新分権一括法の制定や国庫補助負担金改革による国の基準付けの廃止等の状況を踏まえ、地方公共団体の財政運営にどのような影響を及ぼすか、十分検討したうえで、慎重な対応が必要。
- ・ 国の基準付けが廃止されても、人口と面積だけで単純には算定しがたい地方の財政需要が存在することから、人口と面積以外の適切な測定単位を設定するなど、こうした財政需要を的確に反映した算定を行うべき。

人口と面積だけで単純には算定しがたい項目の例
警察職員数、港湾の係留施設延長

8 制度設計への地方の参画

「新型交付税」の制度設計は必ず地方の参画のもとで行うべき

- ・ 「新型交付税」の具体的な制度設計は、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みの構築とあわせ、地方の参画のもとで行うべき。
- ・ また、中期地方財政ビジョンの策定や「地方共有税」の検討についても地方の参画のもとで進めるべき。